

確 約 書

⑤

(あて先) 狭山市長

私は、保育所入所・学童保育室入室（以下入所という）申込書の提出に際し、入所要件としての就労をしていますが、必ず就労し、入所後1ヵ月以内に就労証明（調査）書を提出することを確約します。

なお、これに反した場合、保育の実施解除を受けても、異議はありません。

1 現在の求職活動状況

現在、求職活動を 行っている ・ 行っていない （入所後開始予定）

① 就職活動の開始時期	年 月頃から
② 活 動 の 内 容	週 日程度、現在 社応募中

2 就労先の内定状況

現在、就労先が内定 している ・ していない

① 内 定 先 名 称	
② 勤務開始予定日	・ 年 月 日予定 ・ 未定（入所後 日以内予定）

3 希望する勤務条件等

① 希 望 職 種	・ 正社員・契約社員・派遣社員・パート（アルバイト） ・ 自営 ・ その他（ ）
② 希望勤務日数	週 日勤務
・ 時間帯	平日 午前 時 分 ～ 午後 時 分 土曜 午前 時 分 ～ 午後 時 分

上記のとおり、相違ありません。

確 約 日	年 月 日
住 所	狭山市
保護者署名	

希望 施設名	学童保育室	ふりがな	
		生年月日	平成 年 月 日

※確約書により、入室が決定した場合は、求職活動日及び就職後のみ学童保育室を利用することができます。利用日数に関わらず、保育料は1ヵ月分徴収いたします。